

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託	デザイン	株式会社シカトキノコ	4,620,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大正区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続	機械設備等保守点検	株式会社大阪ガスファシリティーズ		令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
	※うち、本体業務(令和7年4月1日～令和12年3月31日)			3,476,000円				
	※うち、保守点検業務(令和7年4月1日～令和8年3月31日)			24,964,500円				
3	大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	30,754,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和7年度大正区コミュニティ育成事業業務委託	総合イベント	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	7,883,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	令和7年度「学習・登校サポート事業」業務委託(概算契約)	その他	株式会社キズキ	19,130,563円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託	その他	社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会	12,126,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
7	大阪ウィークレギュラーイベント「大正ミュージックフェスティバル」企画運営業務委託	総合イベント	株式会社ムーヴ	7,265,999円	令和7年5月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託	その他	株式会社オカムラ大阪支店	29,040,000円	令和7年5月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社シカトキノコ

3 随意契約理由

区民及び区内企業に対して、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等へ支持・関心を高めるといふ本事業の目的に対し、最大限の成果を得るためには、内容についてキャッチコピーや記事配置のレイアウト、文字の大きさなどを工夫し、より効果的な「見せ方」を取り入れるとともに、区民の関心を呼び、特に無関心層、若年層が広報紙への関心を高めるような戦略性の高い情報発信をするための専門的な編集力・企画力が必要である。よって、本事業を委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザルにより契約の相手方を決定することとした。

選定会議審査対象事業者は1者であったが、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社シカトキノコの評価点が標準点を超過しており、契約の相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社シカトキノコと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務グループ（電話番号 06-4394-9625）

2

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務グループ（電話番号 06-4394-9626）

3

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務は、各地域まちづくり実行委員会が準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、「区政がめざす姿（令和 5～8 年度）」に掲げる目標の達成や、「大正区将来ビジョン 2025」及び令和 8 年度以降の新たな大正区将来ビジョン（今後策定予定）の実現に向けて、地域まちづくり実行委員会の自律的運営及び課題解決能力の向上を図ることを目的としている。その達成のためには、地域の実情に応じた柔軟な対応、個々の課題に対する専門知識を要することから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門知識などを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、評価点の合計点最も高い結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9962）

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大正区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務委託は、区や地域への愛着を高め、「自らの地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動を推進するために区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的としている。その目的を達成するためには、市民活動団体・企業等との協議・連携による区民等との協働により実施する必要がある。

そのため、単にイベントとして実施するのではなく、区民相互のつながりを深め、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりに資する取組みが求められることから、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験などのノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも受託業者として適当と認め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9743）

5

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「学習・登校サポート事業」業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社キズキ

3 随意契約理由

貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の健やかな育成を図るという本事業の目的に対し最大限の成果を得るためには、生活困窮家庭などの児童・生徒が生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会が均等に図られるよう、学習機会を創出し、基礎学力の定着や学習習慣を形成していく必要がある。また、家庭訪問型などの学習指導のみならず、家庭環境に応じた学習・登校支援等が必要であり、さらには、家庭や学校に居場所がない生徒に対しても適切な支援を行う必要がある。そのため、委託する事業者には、民間事業者としての新たな視点や高いノウハウを活かし、行政の枠にとらわれない柔軟な立場から、手法の独創性・専門的な知識・経験などを求めることとし、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社キズキの評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所保健福祉課 こども・教育グループ（電話番号 06-4394-9980）

随意契約理由書

1 案件名称

「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

3 随意契約理由

「地域見守り体制づくり推進事業」（以下、「本事業」という。）は、局事業と連携し、高齢者や障がい者等に対する地域における見守り活動を通じて、地域に把握されていない要援護者を把握・発見するとともに、要援護者に対する地域の見守りネットワークの強化及び日ごろの見守り体制の構築に向けた支援を行い、「いざという時の見守り」体制の構築につなげることを目的とし、事業者へ委託して実施することとしている。

また、局事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）については、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と特名随意契約を締結することとしており、同協議会内に「見守り相談室」を設置し、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティを形成することを目的としている。

この間、大正区がめざしている地域における日ごろの見守り体制の構築には、地域資源の活用や協力がなければ実現できないものであることはもとより、受託する事業者については、大正区内各地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

以上のことから、本事業は要援護者の支援を進めるうえで、局事業と一体的に実施することで機能を発揮するものであり、その受注者以外の事業者では、連携が十分に行われず、業務に著しい支障が生じる恐れがある。

よって、地域の課題解決のため、地域住民や団体、社会福祉施設等社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会を本事業の委託先とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所保健福祉課福祉グループ（電話番号 06-4394-9857）

7

随意契約理由書

1 案件名称

大阪ウィークレギュラーイベント「大正ミュージックフェスティバル」企画運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムーヴ

3 随意契約理由

本業務の目的に対し、最大限の成果を得るためには、国内外からの来場者の心を掴むような魅力的なイベント演出力、区の魅力やイベントを広く効果的に伝えるための質の高い内容かつ多様なメディアやプラットフォームを駆使した戦略性の高い情報発信力が不可欠である。そのため、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

募集の結果1社の応募があり、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ムーヴの各項目の平均評価点が標準点を満たしていたため、その意見を踏まえ、株式会社ムーヴと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務グループ（電話番号 06-4394-9975）

8

随意契約理由書

1 案件名称

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社オカムラ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務の目的に対し最大限の成果を得るためには、フロア全体の統一感や調和の取れたデザイン、来庁者が木の温もりを感じながら快適に過ごせる什器類、スムーズに内容が伝わる案内サインの整備等が必要であり、そのためには事業者の芸術性や創意工夫が不可欠である。

また、木材の美しさを引き出すために木目や色調を生かした仕上げ技術が求められることや、事業者によって工法が大きく異なり、事業者の持つ経験が重要であることから、高度で専門的な技術力が不可欠である。

そのため、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社オカムラの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社オカムラと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所窓口サービス課住民登録グループ（電話番号 06-4394-9963）